

アマデウス室内管弦楽団後援会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、「アマデウス室内管弦楽団後援会」と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、アマデウス室内管弦楽団の諸活動を財政面から援助することによって地域の音楽文化向上を図ることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会は、法人会員と個人会員からなる。

第4条 入会は、所定の書式により会長に届け出るものとする。

第5条 会員の資格は、退会の申し出がない限り自動的に継続する。

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

1 アマデウス室内管弦楽団主催の演奏会への招待

2 アマデウス室内管弦楽団主催の演奏会プログラムへの法人名、個人名の記載。なお、希望により口数に応じた大きさの広告を掲載できる。

第4章 役 員

第7条 本会は、会長1名、事務局若干名の役員を置く。

第6章 会 議

第8条 定期総会は、アマデウス室内管弦楽団定期総会と併催とする。

第7章 会 計

第9条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条 会費は、一口1万円とし、年度ごとの徴収とする。

第11条 会費は、指定の郵便振替用紙にて振り込む。

附 則

第12条 本規約は、平成20年4月1日から施行する。

----- キ リ ト リ -----

アマデウス室内管弦楽団後援会入会申込書

1 個 人 2 法 人 (どちらかを○で囲んで下さい。)

ご芳名 法人名		口 数	() 口
ご 住 所	〒		
T E L	— —		
F A X	— —		